

徳島県告示第二百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機関として、次のとおり指定した。

令和七年四月十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

施術者の氏名	影山 貴一	施術所の名称	影山接骨院	施術所の所在地	阿波市阿波町大道北二〇―三	指定年月日	令和七年一月十七日
--------	-------	--------	-------	---------	---------------	-------	-----------